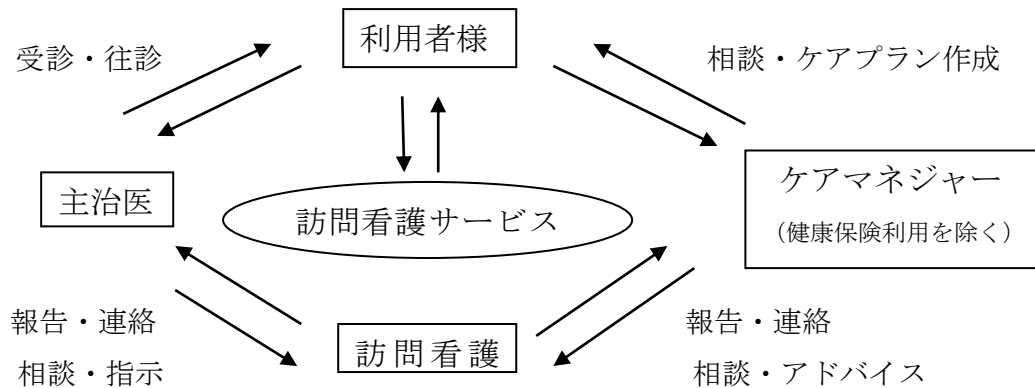


重要事項説明書

1 訪問看護のしくみ



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障がいのために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、健康保険制度で利用できる方もいます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・心身の状態の観察、健康管理のアドバイス
- ・ 療養生活や看護、介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ 内服管理
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 床ずれや創傷の予防や処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

3 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日から金曜日まで
 - 営業時間：午前8時30分から午後5時まで
 - 休日：土・日・祝祭日、及び年末12月29日～年始1月3日まで
- ※居宅サービス計画に位置づけされた場合は、この限りではない。

4 ご利用料金など

<介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護>

訪問看護を利用できる方：介護保険の被保険者であり、主治医が訪問看護の必要を認めた場合で、以下のいずれかに該当される方

① 65歳以上の方

② 40歳以上65歳未満の方で、16特定疾患の対象者

<利用料金>

1. 訪問看護

該当項目	訪問時間単位	費用額 (10割分)	利用者負担額		
			1割分	2割分	3割分
	20分未満	3,261円	327円	653円	979円
	20分以上30分未満	4,897円	490円	980円	1,470円
	30分以上1時間未満	8,554円	856円	1,711円	2,567円
	1時間以上 1時間30分未満	11,722円	1,173円	2,345円	3,517円

2. 介護予防訪問看護

該当項目	訪問時間単位	費用額 (10割分)	利用者負担額		
			1割分	2割分	3割分
	20分未満	3,146円	315円	630円	944円
	20分以上30分未満	4,689円	469円	938円	1,407円
	30分以上1時間未満	8,252円	826円	1,651円	2,476円
	1時間以上 1時間30分未満	11,326円	1,133円	2,266円	3,398円

※上記料金は、介護報酬単位へ地域加算10.42を乗じた金額です。

※夜間・早朝料金は1.25倍、深夜料金は1.5倍となります。

※准看護師の訪問の場合は、上記の90%となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月の間、所定単位に0.1%上乗せした利用料となります。

<加算等>

該当項目	加算内容	費用額 (10割分)	利用者負担額		
			1割分	2割分	3割分
	初回加算/回	3,126円	313円	626円	938円
	緊急時訪問看護加算/月	5,981円	599円	1,197円	1,795円
	特別管理加算(Ⅰ)/月	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	特別管理加算(Ⅱ)/月	2,605円	261円	521円	782円
	退院時共同指導加算/回	6,252円	626円	1,251円	1,876円
	長時間訪問看護加算/回	3,126円	313円	626円	938円
	サービス提供体制強化加算/回	62円	7円	13円	19円
	複数名訪問加算/回				
	30分未満	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上	4,188円	419円	838円	1,257円
	ターミナルケア加算/月	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円

※上記料金は、介護報酬単位へ地域加算10.42を乗じた金額です。

<超過利用料金>

1時間30分を超える訪問看護(長時間訪問看護加算算定の場合を除く)

30分ごと 1,500円/回

<死後の処置料>

20,000円(税別)

<交通費>

実施地域内 無料

通常の訪問看護の実施地域を超える場合(自動車使用) 超えた地点から1キロメートル当たり20円

<医療保険による訪問看護>

訪問看護を利用できる方: 主治医が訪問看護の必要を認めた場合で、以下のいずれかに該当する方

- ① 40歳未満の方
- ② 40歳以上65歳未満の16特定疾病患者以外の方
- ③ 40歳以上の16特定疾病患者、又は65歳以上であって要介護者・要支援者でない方
- ③ 要介護者であっても、末期の悪性腫瘍や難病等の方、特別訪問看護指示書が交付された方

<利用料金>

該当保険の自己負担割合分

<加算等>

該当項目	加算内容	費用額
	24時間対応体制加算	6,400円/月
	緊急訪問看護加算	2,650円/回
	特別管理加算	2,500円/月 5,000円/月
	長時間訪問看護加算	5,200円/日
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/回
	深夜訪問看護加算	4,200円/回
	複数名訪問看護加算 看護師	4,500円/回
	准看護師	3,800円/回
	乳幼児加算（6歳未満）	1,500円/日
	情報提供療養費	1,500円/月
	退院支援指導加算	6,000円/回
	退院時共同指導加算	8,000円/回
	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/回
	看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月
	ターミナルケア療養費	25,000円/回

※各々、月の該当保険の自己負担割合分

※訪問看護感染症対策実施加算として、令和3年4月から9月の間、利用料に以下の上乗せとなります。

- ・ 4月の初日の訪問日に1,500円上乗せ
- ・ その後、31回目の訪問日に1,500円上乗せ

<超過利用料金>

1時間30分を超える訪問看護	30分ごと	1,500円/回
業務時間外・休業日	30分ごと	1,500円/回

<交通費>

実施地域内	250円/回
通常の訪問看護の実施地域を超える場合（自動車使用）	上記料金に加え、超えた地点から1キロメートル当たり20円

<死後の処置料>

20,000円（税別）

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

6 緊急時・事故発生時の対応方法

- 利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また下記の緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	医療機関の名称：
	連絡先：
	医師名：
協力医療機関	医療機関の名称：
	連絡先：
緊急連絡先	氏名：
	連絡先：

7 苦情のご相談は

- 当施設ご利用者相談・苦情

相談担当者	長尾 奈緒子	電話 049-251-6868	8時30分～17時
解決担当者	大澤 千秋		
第三者委員	山口 由美	電話 048-260-7696 (十文字学園女子大学)	
	熊木 佐知男	電話 049-254-9706	
	勝山 祥	電話 090-7190-2274	

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 市町村 富士見市高齢者福祉課介護保険係 電話 049-251-2711 (代)
三芳町健康増進課介護保険係 電話 049-258-0019 (代)
ふじみ野市高齢福祉課介護支援係 電話 049-262-9038
- その他 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568 (代)

※当事業所において、第三者評価は実施しておりません。必要に応じ、実施を検討予定です。

8 「訪問看護ステーションふじみ」の職員体制

管理者 大澤 千秋
(看護師) 常勤 2名 (看護師) 非常勤 2名

9 「訪問看護ステーションふじみ」の沿革

- 平成9年12月27日老人保健法に基づく指定を受ける。指令入東福第1030号
- 平成12年4月1日介護保険法の居宅サービス事業者みなし指定事業者となる。

